

(第 2 号)

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 1 9 号	専決処分の報告について （御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立て について）	1
報告第 2 0 号	専決処分の報告について （御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立て について）	2
報告第 2 1 号	専決処分の報告について （御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立て について）	3

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月4日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第17号

御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立てについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月29日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市営住宅家賃の滞納者について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項の規定により、次のとおり和解の申立てを行う。

1 相手方

2 和解事項

- (1) 相手方は、上記住宅の滞納家賃を本件和解金として支払う義務があることを認め、分割して支払う。
- (2) 相手方は、上記住宅の家賃を毎月支払う義務があることを認め、当月分の家賃を同月末日限り支払う。

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月4日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第18号

御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立てについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月29日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市営住宅家賃の滞納者について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項の規定により、次のとおり和解の申立てを行う。

1 相手方

2 和解事項

相手方は、居住していた御殿場市営住宅の滞納家賃及び損耗料を本件和解金として支払う義務があることを認め、分割して支払う。

報告第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月4日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第19号

御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立てについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月29日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市営住宅家賃の滞納者について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項の規定により、次のとおり和解の申立てを行う。

1 相手方

2 和解事項

相手方は、居住していた御殿場市営住宅の滞納家賃を本件和解金として支払う義務があることを認め、分割して支払う。

